# 商品先物等における 建玉の取扱い等に関する 事務処理要領

<2023 年 12 月版>
2024 年 3 月 18 日 適用 Ver. 1. 2



# 株式会社 東京商品取引所

# 『商品先物等における建玉の取扱い等に関する事務処理要領』

変更履歴			
版数	変更日付	ページ	変更内容(概要)
初版 Ver.1.0	2021.8		初版制定
Ver.1.1	2022.3		LNG 追加
Ver.1.2	2023.12		電力先物に係る週間物取引の追加

# 目次

Ι. Ι	はじめに	3
п. 5	大口建玉報告の概要	3
ш. 3	建玉数量の報告方法	5
IV. 3	建玉数量の制限	6
V. 3	建玉数量の制限の特例措置	7
VI.	ヘッジ玉の取扱い	8
VII.	受渡予定玉の報告1	1
VIII.	その他取扱い1:	2
<別組	紙> (別紙2以降が必要な場合は、問合せ先までご連絡ください)	
別紙	1_建玉制限数量(自己・委託)	
別紙	2_軽油の受渡しに係る上限数量	
別紙	3_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-参加者)	
別紙	4_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-参加者)	
別紙	5_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-取次者等-参加者)	
別紙	6_建玉数量の制限の特例措置に係る申請書	
別紙	7_ヘッジ玉承認申請書	
別紙	8_建玉報告データ CSV ファイル作成規約(取引参加者用)	
別紙	9_建玉報告データ CSV ファイル作成規約(取引参加者用/英語版)	
別紙	10_建玉報告データ CSV ファイル作成規約(特例委託者用)	
別紙	11_建玉報告データ CSV ファイル作成規約(特例委託者用/英語版)	

内容	備考

#### I. はじめに

本事務処理要領は、株式会社東京商品取引所(以下「TOCOM」という。)における建玉報告等について、以下に掲げる対象者の事務手続きを取りまとめたものです。

- 1. 取引参加者(以下「参加者」という。)
- 2. 取次者及び外国商品先物取引業者(以下「取次者等」という) のうち建玉数量の制限の特例措置の適用を受けた者(以下 「特例委託者」という。)

建玉数量の制限の特例措置に ついてはV. 建玉数量の制限 の特例措置をご覧ください。

#### Ⅱ. 大口建玉報告の概要

参加者及び特例委託者は、TOCOMの商品先物等の対象商品の各限月取引において、同一の顧客の委託に基づく売建玉又は買建玉が報告数量以上となっている場合は、取引日ごとにその内容を TOCOM に報告しなければなりません。

#### (1) 報告者及び報告方法

報告者	報告方法
参加者	Target
特例委託者	メール

(2) 基準日 (報告対象となる建玉) 毎営業日 (日中立会終了時点の各委託者の建玉数量)

#### (3) 報告対象及び報告基準数量

参加者及び特例委託者は、委託者の建玉が以下の報告基準数量を 超えた場合に報告が必要です。

なお、一部の限月において建玉数量が報告基準数量に該当する場合であっても、それぞれ全限月の建玉数量をご報告下さい。

売建玉、買建玉のどちらか一 方のみが報告基準数量を超え た場合であっても、全限月の 売り買い両方の建玉数量の報 告が必要です。

報告者	適用される報告基準		
参加者	● 他の参加者からの委託又は特例委託者からの委		
	託の建玉		
	✓ 基準 (A)		
	● その他の顧客からの委託の建玉		
	✓ 基準(B)		
	● 参加者からの委託又は他の特例委託者からの委		
特例 委託者	託の建玉		
	✓ 基準 (A)		
	● その他の顧客からの委託の建玉		
	✓ 基準(B)		

参加者の自己の建玉は基準 (B)と同様の報告基準数量 が適用されますが、TOCOM で建玉数量を把握可能なため 報告不要です。

#### ✓ 基準 (A) 他の参加者又は特例委託者からの委託

対象商品	1限月の建玉
ガソリン	1 枚以上
灯油	1 枚以上
軽油	1 枚以上
原油	1 枚以上
東エリア・ベースロード電力	1 枚以上
東エリア・日中ロード電力	1 枚以上
西エリア・ベースロード電力	1 枚以上
西エリア・日中ロード電力	1 枚以上
東エリア・週間ベースロード電力	1 枚以上
東エリア・週間日中ロード電力	1 枚以上
西エリア・週間ベースロード電力	1 枚以上
西エリア・週間日中ロード電力	1 枚以上
LNG	1 枚以上
中京ガソリン	1 枚以上
中京灯油	1 枚以上

※特例委託者の建玉については、当該特例委託者の自己の計算による建玉とその他主体(最終顧客)の計算による建玉を別々にご報告下さい。

#### ✓ 基準(B)その他の顧客からの委託

対象商品	1限月の建玉
ガソリン	50 枚を超える場合
灯油	50 枚を超える場合

軽油	50 枚を超える場合
原油	50 枚を超える場合
東エリア・ベースロード電力	1 枚以上
東エリア・日中ロード電力	1 枚以上
西エリア・ベースロード電力	1 枚以上
西エリア・日中ロード電力	1 枚以上
東エリア・週間ベースロード電力	1 枚以上
東エリア・週間日中ロード電力	1 枚以上
西エリア・週間ベースロード電力	1 枚以上
西エリア・週間日中ロード電力	1 枚以上
LNG	50 枚を超える場合
中京ガソリン	50 枚を超える場合
中京灯油	50 枚を超える場合

#### 皿. 建玉数量の報告方法

(1) 参加者による報告 (Target)

参加者による大口建玉報告は、原則、Target にてご報告ください。

- ①参加者はメインメニュー「書類を提出する」タブをクリック する。
- ②当該書類を選択する。
- ③「提出」ボタンをクリックし、必要事項を入力した上で「確認」 ボタンをクリックする。
- ④確認・プレビュー画面で入力した内容を確認し、「登録」 ボタンをクリックする。
- ⑤完了画面に提出完了の旨の文言が表示されたら、提出完了 となる。

(1-1) 報告時限

原則、取引日の翌営業日の13時まで

TOCOM にて、報告状況の確認を行います。以下の場合、TOCOM より連絡させていただくことがあります。

- ①報告時限までに報告ファイルの提出がない場合
- ②報告ファイルがファイル作成規約と異なる形式で作成されて いる場合

Target への詳細な提出方法に ついては、「JPX サイト(取引 参加者用)マニュアル」をご覧 ください。

OSE・TOCOM 商品を一括し て報告してください。

- ③その他、TOCOM が必要と認める場合
- (2) 特例委託者による報告 (メール)

特例委託者による大口建玉報告は、原則、特例委託者から直接 TOCOM ヘメールにてご報告ください。

- ①報告ファイルがファイル作成規約と異なる形宛先報告時限「建玉報告データ CSV ファイル作成規約 特例委託者用」に基づき CSV ファイルを作成し、ose\_report@jpx.co.jp 宛に送付してください。
- ②報告時限 原則、取引日の翌々営業日の13時まで
- (3) OSE に対する建玉報告

OSE 商品について建玉報告を行う場合は、参加者、特例委託者 ともに、TOCOM 商品の建玉報告と合わせて1つの CSV ファイル にして上記のとおり報告ください。

#### Ⅳ. 建玉数量の制限

参加者の自己の計算による建玉数量及び、一の委託者の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき(電力にあっては売建玉と買建玉の差し引き数量とする)次に掲げる制限を設けます。

- (1) 参加者の自己の計算による建玉数量の制限基準 別紙1別表1を参照ください。
- (2) 特例委託者による報告 (メール) 別紙1別表2を参照ください。

原油及び LNG については原則 として制限を設けません。

特例委託者以外の委託者のうち、TOCOMが別に定める投資家については、当業者、投資信託等及びマーケットメイカーに適用する建玉数量の制限を適用します。

東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当

メールアドレス: ose\_report@jpx.co.jp

電話:050-3361-1660

なお、参加者は、一の委託者の建玉数量が、TOCOMが定める建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えているとTOCOMが認めた場合には、可及的速やかに当該建玉数量以内に縮減させなければなりません。

#### V. 建玉数量の制限の特例措置

#### (1) 建玉数量の制限の特例措置の概要

取次者等は、TOCOM への申請により適当と認められたときは、 当該取次者等に取引の委託の取次ぎを委託した者の建玉数量に対 して上述IV. (2)委託者の建玉数量の制限基準を適用することができ ます。

なお、特例委託者は、本事務処理要領Ⅲ. 建玉数量の報告方法に 記載のとおり、建玉の報告を行わなければなりません。

#### (2) 建玉数量の制限の特例措置の申請

特例措置の適用を受けようとする取次者等は、その取引の形態に応じて、別紙  $3\sim5$  のいずれかの誓約書を参加者を通じ TOCOM にご提出ください。

申請者の取引の形態	誓約書
特例措置の申請者が直接参加	別紙 3_建玉数量の制限の特例
者に委託することにより取引	措置に係る誓約書(取次者等・参
を行う場合	加者)
特例措置の申請者が取次者等	別紙 4_建玉数量の制限の特例
を通じて参加者に委託するこ	措置に係る誓約書(取次者等・取
とにより取引を行う場合	次者等-参加者)
特例措置の申請者が異なる2	別紙 5_建玉数量の制限の特例
社の取次者等を通じて参加者	措置に係る誓約書(取次者等・取
に委託することにより取引を	次者等-取次者等-参加者)
行う場合	

参加者は、別紙6の申請書に、特例委託者からの誓約書を添付し

TOCOM へ提出してください。

なお、誓約書の記載内容に変更が生じた又は特例措置の適用が不要となった等の場合は、速やかにその旨を TOCOM にご報告ください。

東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当

メールアドレス: ose\_report@jpx.co.jp

電話:050-3361-1660

#### Ⅵ. ヘッジ玉の取扱い

(1) ヘッジ玉の取扱いの概要

下表に掲げるヘッジ玉の利用可能対象者は、現物商品等の取引等によって生じる価格変動リスクを回避又は軽減することを目的として、TOCOMの市場において保有する建玉(以下「ヘッジ玉」という。)について、TOCOMの承認を受けた場合に限り上記IV. (2)の建玉数量の制限を超えて保有することができます。

(2) ヘッジ玉の利用可能対象者及び対象とする現物商品等の取引等 ヘッジ玉の利用可能対象者及び対象とする現物商品等の取引等 は以下のとおりとします。

ガソリン、灯油、軽油、中京ガソリン、中京灯油

ガノリン、灯油、軽油、牛尿ガノリン、牛尿灯油		
ヘッジ玉の 利用可能対 象者	・当業者 ・その他 TOCOM が適当と認める者	
	・同一現物商品の保有	
	・同一現物商品の売買取引	
対象とする	・同一現物商品の先渡取引	
現物商品等	・同一現物商品に係るスワップ取引	
の取引等	・価値の変動が本質的に関連している商品の保有	
	又は売買取引等	
	・その他 TOCOM が適当と認める取引等	

(3) ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限

ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限は、下表に定める数量を限度と

当業者とは、TOCOM が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいいます。

します。但し、TOCOMが必要と認めたときはこの限りではありません。

lil Frida P	ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限		
対象商品	当月限	当月限以外	
ガソリン	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度	
灯油	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度	
軽油	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度	
原油	なし	なし	
LNG	なし	なし	
東エリ			
ア・ベー	なし	なし	
スロード	/4 C	/ <sub>4</sub> C	
電力			
東エリ			
ア・日中	なし	なし	
ロード電	,,,	7,4 0	
力			
西エリ			
ア・ベー	なし	なし	
スロード	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
電力			
西エリ			
ア・日中	なし	なし	
ロード電	-		
力			
東エリ			
ア・週間	なし	なし	
ベースロ			
ード電力			
東エリ			
ア・週間	なし	なし	
日中ロー			
ド電力			
西エリア・週間			
ア・週間ベースロ	なし	なし	
ード電力			

ヘッジ玉の対象とする現物商 品等の取引等を履行又は解消 したときは、速やかにヘッジ 玉を縮減しなければなりませ ん。

西エリ		
ア・週間	4.1	451
日中ロー	なし	なし
ド電力		
中京ガソ	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度
リン	度玉の前欧剱里を欧皮	建玉の制限数里の2倍を限度
中京灯油	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の 2 倍を限度

なお、ヘッジ玉の承認を受けた者は、当該ヘッジ玉が既存限月の 繰越によって表の建玉数量を超えることとなった場合、当該超過玉 について、可及的速やかに処分しなければなりません。

#### (4) ヘッジ玉の申請等

別紙 7 のヘッジ玉承認申請書に現物商品の在庫証明または売買契約書等の写しを添付して Target 又はメールにて TOCOM にご提出ください。

なお、ヘッジ玉の承認を受けた者は、ヘッジ玉承認申請書に記載のあるヘッジ期限より前にヘッジ玉の対象とする現物商品等の取引等を履行又は解消した場合は、速やかにヘッジ玉を縮減のうえ、TOCOMにご連絡ください。

東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当

メールアドレス: ose\_report@jpx.co.jp

電話:050-3361-1660

#### (5) ヘッジ玉の受渡し

ヘッジ玉の承認を受けた者は、当該ヘッジ玉について受渡しを行うことができます。ただし、ガソリン、灯油、中京ガソリン及び中京灯油は建玉数量の制限を超える受渡しを行うことはできません。軽油について、別紙2に定める数量の制限を超える受渡しを行うことはできません。また、TOCOMは、市場の状況等を勘案し必要と認めたときは、当該ヘッジ玉の受渡しの全部又は一部を制限することがあります。

#### (6) ヘッジ玉の申請に係る調査及び資料の提出要求

TOCOMは、必要と認めるときは、ヘッジ玉の申請を行った参加者に対して、当該ヘッジ玉の申請内容について説明を求めること、及び当該ヘッジ玉に係る書類その他資料の提出を求めることがあ

郵送での提出はご相談ください。

ります。

#### Ⅲ. 受渡予定玉の報告

(1) 受渡予定玉の報告対象等

TOCOM は、受渡予定玉の報告対象となる商品先物取引、報告基準日及び報告時限について、毎月 Target に通知を行います。参加者は、通知に記載された対象取引について、通知に記載された報告タイミングで報告を行わなければなりません。

なお、建玉がなし(0)であっても、報告は必要です。

(2) 受渡予定玉の報告方法 (TOCOM-CUBE による報告)

トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉メニュー」から「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面にて予定玉の報告が可能です。

- ①トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉」を選択すると、「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面に遷移します。
- ②検索条件を入力し、「検索する」を押下します。
- ③新規の場合は「追加」を押下し、既に登録済みの場合は・更新を 行いたいレコードを選択します。
- ④建玉/予定玉/受渡玉検索」画面にて「予定玉登録」を選択し、必要 事項を入力します。入力は個別方式と CSV 方式があります。
- (3) 報告状況の確認方法 (TOCOM-CUBE)
  - ①トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉」を選択すると、「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面に遷移します。
  - ②検索条件を入力し、「検索する」を押下します。

TOCOM にて、TOCOM-CUBE を通じて報告状況の確認を行います。以下の場合、TOCOM より連絡させていただくことがあります。

- ①報告時限までに報告ファイルの提出がない場合
- ②TOCOM が定める様式と異なる形式で作成されている場合
- ③その他、TOCOM が必要と認める場合

報告対象商品において、当月 限に建玉が生じることがな く、かつ受渡しを取扱わない 場合は、申請により予定玉報 告を免除することが可能で す。

**TOCOM-CUBE** への詳細な アップロード方法、報告状況 の 確 認 に つ い て は 、 「**TOCOM-CUBE** 操作マニ ュアル」をご覧ください。

#### Ⅲ. その他取扱い

(1) 建玉報告の名寄せ

TOCOM は、委託者の計算において、次に掲げる建玉は、同一人が行ったものとみなし、同一人の建玉として取扱います。

- イ. 別口座、仮名等によって行われた建玉
- ロ. 直接又は間接に支配する者によって行われた建玉
- ハ. 2人以上の明示又は暗黙の了解のもとで行われた建玉
- (2) 顧客(名寄せ後)の建玉数量が超過していた場合

TOCOM は、委託者の建玉数量が建玉の制限数量を超え若しくは超えていると認めた場合、参加者にその旨を通知します。参加者は当該限度を超える建玉を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとします。

(3) 既存限月の繰越によって建玉数量を超えた場合

参加者は、委託者の建玉数量が既存限月の繰越しによって建玉数量の制限数量を超えることとなった場合、当該超過玉について、当月限にあっては第3営業日の日中立会終了時までに処分しなければなりません。この場合において、当該委託者は、当該建玉数量以内に縮減するまで全限月について新規の建玉をすることができません。

顧客が特例委託者である場合、参加者を通じて、又は直接、顧客にその旨を通知する場合があります。

(4) TOCOM-CUBE を通じた受渡予定玉の報告ができない場合

参加者は、TOCOM-CUBE の障害等により、TOCOM-CUBE を 通じた受渡予定玉の報告ができない場合は、報告用の CSV ファイ ルを以下のメールアドレス宛に送付のうえ電話連絡してください。

東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当

メール: m.market@jpx.co.jp

電話: 050-3361-1660 件名: 受渡予定玉報告 メールの件名は報告ファイル 名と同じです。

(5)「TOCOM-CUBE 操作マニュアル(取引参加者用)―大口建玉・カテゴリー別報告・受渡予定玉報告業務用―」の取扱いについて 大口建玉・カテゴリー別報告の報告方法等の変更により受渡予定玉

報告業務を除き削除します。		
	以上	

## 別表1 取引参加者の自己の建玉数量の制限に関する表

売建玉又は買建玉のそれぞれにつき、毎月第1営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。

取引対象商品	対象者	第1限月	第2限月	その他限月
ガソリン	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)以外	500 枚	1,000枚	各 3,000 枚
	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)	2,000 枚	3,000枚	各 5,000 枚
灯油	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)以外	500 枚	1,000枚	各 3,000 枚
	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)	2,000 枚	3,000 枚	各 5,000 枚
軽油	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)以外	500 枚	1,000枚	各 3,000 枚
	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)	2,000 枚	3,000 枚	各 5,000 枚
中京ガソリン	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)以外	600 枚	1,200枚	各 6,000 枚
	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)	1,500枚	3,000枚	各 6,000 枚
中京灯油	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)以外	600 枚	1,200枚	各 6,000 枚
	当業者(注1)、マーケットメイカー(注2)	1,500枚	3,000枚	各 6,000 枚

売建玉と買建玉との差引き数量につき、次に掲げる制限を設ける。

取引対象商品	各限月	
東エリア・ベースロード電力	10,000 枚	
東エリア・日中ロード電力	14,000 枚	
西エリア・ベースロード電力	10,000 枚	
西エリア・日中ロード電力	14,000 枚	
東エリア・週間ベースロード電力	10,000 枚	
東エリア・週間日中ロード電力	14,000 枚	
西エリア・週間ベースロード電力	10,000 枚	

西エリア	•	週間日中ロー	ド雷力
------	---	--------	-----

14,000 枚

- (注) 1 当業者とは、取引所が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいう。
  - 2 マーケットメイカーについては、取引所が認めたものに限る。

## 別表2 委託者の建玉数量の制限に関する表

売建玉又は買建玉のそれぞれにつき、毎月第1営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。

取引対象商品	対象者	第1限月	第2限月	その他限月
ガソリン	一般委託者等(注1)	250 枚	500 枚	各 1,500 枚
	当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	2,000 枚	3,000枚	各 5,000 枚
/r \h	一般委託者等(注1)	250 枚	500 枚	各 1,500 枚
灯油	当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	2,000 枚	3,000枚	各 5,000 枚
#X ÿH	一般委託者等(注1)	250 枚	500 枚	各 1,500 枚
軽油	当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	2,000 枚	3,000枚	各 5,000 枚
中京ガソリン	一般委託者等(注1)	300 枚	600 枚	各 3,600 枚
	当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	1,500 枚	3,000 枚	各 6,000 枚
中京灯油	一般委託者等(注1)	300 枚	600 枚	各 3,600 枚
	当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	1,500 枚	3,000枚	各 6,000 枚

売建玉と買建玉との差引き数量につき、次に掲げる制限を設ける。

取引対象商品	対象者	各限月
東エリア・ベースロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	5,000 枚
東エリア・日中ロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	7,000 枚
西エリア・ベースロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	5,000 枚
西エリア・日中ロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	7,000 枚
東エリア・週間ベースロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	5,000 枚
東エリア・週間日中ロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	7,000 枚
西エリア・週間ベースロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	5,000 枚
西エリア・週間日中ロード電力	一般委託者等(注1)、当業者(注2)、投資信託等(注3)、マーケットメイカー(注4)	7,000 枚

- (注) 1 一般委託者等とは、特定委託者、当業者、投資信託等及びマーケットメイカー以外の者をいう。
  - 2 当業者とは、取引所が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいう。
  - 3 投資信託等とは、次に掲げるもの((1)から(4)については、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号)第3条第9号に規定する商品又は同第10号に規定する商品投資取引に係る権利を特定資産とするものに限る。)をいう。
    - (1) 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。以下「投信法」という。)第2条第3項に規定する投資信託
    - (2) 投信法第2条第12項に規定する投資法人
    - (3) 投信法第2条第24項に規定する外国投資信託
    - (4) 投信法第2条第25項に規定する外国投資法人
    - (5) 次に掲げる取引について商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成3年法律第66号)第2条第1項に規定する商品投資による運用を行う者
      - a 同法第2条第5項に掲げる商品投資契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
      - b 信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき金融商品取引業者等 により運用又は管理される資金に係る取引
    - (6) 信託法(平成18年法律第108号)第185条に規定する受益証券発行信託に組み入れる証券の裏付けとなる商品先物取引を当該証券の発行者の相手方となって行う者
    - (7) (1) から(6) に準じたものとして取引所が認めたもの。
  - 4 マーケットメイカーについては、取引所が認めたものに限る。